



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等 に関する法律について

- **地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律**（令和 6 年法律第 18 号。地域生物多様性増進法）が**令和 6 年 4 月 19 日**に公布されました。
- 地域生物多様性増進法は、**令和 7 年 4 月 1 日**に施行されます。

令和 7 年 1 月



「自然共生サイト」の法制化

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECD※²の設定促進が必要。
 - また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。
- ※¹ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※² 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
 - ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、活動者及び土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

（3）その他

- 市町村は②の作成、実施に係る連絡調整を行うための「**連携増進活動協議会**」を組織することができる。
- 地方公共団体は、「**地域生物多様性増進活動支援センター**」として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析、助言を行う拠点としての機能を担う体制を、**単独又は共同して確保**するよう努める。

2. その他

- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

地域生物多様性増進法 施行に向けたスケジュール（予定）



2024年

4月19日 法の公布（令和6年法律第18号）

12月11日 政令（施行期日政令、整備政令）の官報公布

12月18日 施行規則等、基本方針の官報公布

2025年

2月17日 手引き、様式等の公表

（2月27日 自然共生サイト 令和6年度後期認定結果公表 ）

4月1日 法の施行

4月～ 申請受付開始

地域生物多様性増進法

政令（施行期日）

省令（申請方法、記載事項、添付資料等）

基本方針（地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針）

1. 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項
2. 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項
3. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項
4. 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項
5. 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

事務取扱要領

- ・計画認定に係る事務的な手続について記載
- ・基本方針で示した認定基準の審査の観点に記載
- ・様式を提示

施行通知

- ・行政内部、地方公共団体に対する法の施行通知

計画作成の手引き

- ・申請者向けに計画作成方法等を分かりやすく解説する手引き
- ・望ましい活動手法リストを掲載